

常滑武豊衛生組合財政状況の公表に関する条例

昭和58年 3月 2日

条 例 第 1 号

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3の規定による財政に関する事項（以下「財政状況」という。）の公表については、この条例の定めるところによる。

(公表の期日)

第2条 財政状況の公表は、毎年5月及び11月に行うものとする。

2 天災その他避けることができない事故により前項の期日に財政状況を公表することができないときは、管理者は、事故のやんだときから1月以内に公表しなければならない。

(公表の内容)

第3条 前条第1項の規定により5月に公表する財政状況においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向及び管理者の財政方針を明らかにするものとする。

(1) 予算の使用の概況

(2) 住民の負担の状況

(3) 財産並びに公債及び一時借入金の現在高

(4) その他管理者において必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月に公表する財政状況においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項及び前年度の決算状況を記載するものとする。

(公表の方法)

第4条 財政状況の公表は、常滑武豊衛生組合公告式条例（昭和37年条例第1号）の定める場所にこれを掲示する。

2 前項の文書は、その公表の日から6月間何人も管理者の指定した場所において閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧の請求及びその方法に関し、必要な事項は、管理者が定める。

(委任)

第5条 この条例の定めるもののほか、財政状況の公表の手続きに関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。